

くらた

臨時号

No. 77

平成20年10月10日発行

議会だより

発行 / 福岡県鞍手町議会・編集 / 議会だより編集委員会・〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705 TEL 0949-42-2111・印刷所 / 福岡コロニー

公金横領調査特別委員会 中間報告



公金横領調査特別委員会

中間報告書を提出

横領の動機や使途、手口など

元会計収納対策課職員による公金横領事件の真相究明を目的に、6月11日設置された「公金横領に関する調査特別委員会（百条委員会）」は、9月25日議長に対し中間報告をしました。

特別委員会は、これまでとんどを元職員1人に任で開催した委員会に、延べ15人の証人や参考人を招致し、横領の動機や使途、手口、公金管理や基金の管理運用及び決裁に関する事項、人事管理に関する事項など、8回にわたって、いろいろな角度からこの事件が起こった要因について調査を行ってきました。

報告では、横領した元職員の動機や使途、そして基金台帳の不備や定期証書の偽造が見抜けなかったこと、長期間人事異動をせず重要な仕事のほ

とんどを元職員1人に任で開催した委員会に、延べ15人の証人や参考人を招致し、横領の動機や使途、手口、公金管理や基金の管理運用及び決裁に関する事項、人事管理に関する事項など、8回にわたって、いろいろな角度からこの事件が起こった要因について調査を行ってきました。



本会議で報告する日高委員長

調査委員会で判明した事実

1 横領の動機、使途及び手口

(1) 動機

①サラ金に借金があつてその借金を返そうとギャブルに手を出し、お金を工面しようと横領した。
②役場の会計システム上、基金は別扱いになつていたので、ごまかしやすいところがあつた。

(2) 使途

①横領したお金のほとんどは、オートレース・競艇に使い、一部は株を購入した。
②亡くなった母親の借金にも充てた。

(3) 手口

①最初の横領は 保険料

*1 「基金」

特定の目的を達成するために積み立てや運用を行う資金（貯金）

*2 「歳計外現金」
所得税、県民税、住宅敷金など町の所有に属さない預かり金
【歳計現金】
町の歳入歳出に属する、日々の支払いなどに充てる現金

の事務費で、公金として入金せず着服した。

②会計に配属になつた際、歳計外現金の取扱い担当となり、歳計外と給料支払いの管理を任された。そこで横領の手口ができた。

③今年2月までは「鞍手町互助会」、3月からは「鞍手町財政」という名義の元職員の個人口座に振り込んでいた。

④銀行から公金口座に移し、その後公金口座から歳計外口座に振り替えた後に現金で支払うものがあるとき、上乘せして引き出した。郵便局の分は窓口で現金化した。

⑤自分で現金を引き出せる状態にしておくため、振込み手続きを行わず、日頃から現金を持って直接金融機関に向いていた。

⑥複数の基金から横領し、最後にかんがい基金で埋め合わせた。

⑦定期証書などを解約するために必要な公印は、小切手など何枚も押すものがあるときに紛れこませて押した。

⑧郵便局の定期預金から横領する前に、本物の証書を持ち出してコピーをし、証書を偽造した。

⑨一度に証書を偽造したのではなく、横領のたびに偽造した。

⑩証書は、勤務時間中、誰もいないときに必要だけ持ち出した。

⑪基金からの横領が発覚しないよう偽の証券を作って、証券会社で

問 基金台帳はどのように引き継いだのか。

答 平成10年5月、文書で収入役の引き継ぎを受けました。基金台帳は「基金台帳一式」ということで引き継ぎましたが、

現物は見ていませんし、確認もしていません。

(倉田参考人)

問 前任者からは、どのような引き継ぎを受けたのか。

答 平成18年5月、文書と口頭で、歳入歳出現金現在高、一時借入金、基金の現在高、ペイオフ対策など大まかに8項目の引き継ぎを受けました。

(諸富参考人)

問 引継書目録の5番目に、「基金台帳」とあるが、



答 事務の引き継ぎはしますが、町長の権限と収入役の権限があります。予算関連は町長の所管事項ですが、会計管理は収入役の所管事項ということで、町長が引き継ぐ事項になっていません。

(篠原参考人)

3 基金管理の実態

基金等の管理をしつかりし、チェックを確実に

していれば、横領事件は起きなかったはずですが。委員会では、基金や公印の管理はどのように行っていたかを調査しました。その中で判明した事項です。

(1) 基金台帳

①平成6年度分、7年度分については、基金台帳に向田収入役が手書きで記帳していた8年度分は元職員が記帳し、9年度分以降は基金台帳に記載されてなく、それに代わるものとして基金の運用状況一覧表で整理してきた。

(2) 公印の管理

①収入役の公印は、町長、助役の公印と一緒に毎日、金庫に保管していた。5時を過ぎたら金庫室の金庫の中に入れていた。

②出納員なり係員が収入役に断って、収入役の公印とゴム印を収入

役から預かり、自分の事務机で押していた。

③元職員は、収入役や会計管理者がいなくてきは、自由に公印を押せる立場にあった。

(3) 金庫管理

①朝、大金庫を開けると夕方まで開いたままだった。

②大金庫を開けるときの中、職員が中に入れば全部ひらくことはできた。

③金庫の鍵は収入役と出納員が持っており、出納員が先に来て金庫を開け、それぞれの公印をすぐに渡せるようにしていた。

以下、質疑応答です。

問 平成6年度、7年度分は向田収入役が手書きで基金台帳を作成し、8年度分は元職員が記載しているが、9年度分以降

の基金台帳がない。なぜか。

答 平成9年度分からは、元職員が作成した基金の運用状況一覧表を基金台帳だと思っていました。平成8年度までであったという基金台帳は見たことがありませんでしたので、作成していませんでした。(倉田参考人)

問 公印の管理はどのようにしていたのか。

答 定時を過ぎると、町長、助役、収入役の公印は金庫室の金庫内に保管してました。勤務時間中、収入役印は収入役が自分の机で管理してました。(倉田参考人)

問 公印を押す場合はどのようにしていたのか。

答 収入役が押します。ただ、理由がはっきりし、かつ枚数が多いときなどは、出納員なり係員の机で押させていました。

(倉田参考人)

問 証書などは、他の職員が在席していなければ勝手に金庫から抜けるような状態だったのか。

答 朝、大金庫を開けると、夕方まで大金庫は開いたままでした。(本人)

問 大金庫が開いていれば、中の金庫は鍵が無くても開けられたのか。

答 朝、開けたときに中の金庫も全部開けますので、職員が入れば中の金庫もひらくことはできました。(本人)

問 金庫の鍵の管理はどのようにしていたのか。

答 鍵は2個あり、収入役と出納員が保管してました。通常は、出納員が金庫の開け閉めをします。(倉田参考人)

4 基金管理、運用

長期間にわたり基金から横領されています。「毎

年基金の報告は行われていたのになぜ発見できなかったのか」「基金台帳でチェックすれば分かるはず」「基金を運用する際には分かるはず」という観点から、委員会では基金の管理、運用について調査を行いました。その中で判明した事項です。

(1) 管理者の認識

* 篠原前町長の認識

① 基金管理は収入役の独立権限なので、自分が関与するわけにはいかない。基金の管理を含めて収入役の権限となっている。

* 田中元収入役の認識

① 収入役は町長部局であり、町長の管理下にあると思う。管理下の中で特別に与えられた権限が、基金の管理運用などであると認識している。

(2) 基金の運用、管理

① 元職員は基金台帳を作成しておらず、ワープロで基金監査用の運用状況一覧表を作っていた。

② かんがい基金の担当課である産業課では台帳を整理しておらず、国債や定期預金はすべて会計が管理運用をしていたので、移動があった場合には会計から連絡を受けた時点で書類を作成し、決裁だけを受けていた。

③ 土地開発公社用地を買い取る資金は、かんがい揚排水基金を取り崩して一般会計に繰り入れる手続きを産業課長と連携して行った。

④ 基金の管理運用は収入役の専権事項だったので、企画財政課は予算編成上必要となる

基金の積み立て、取り崩しの状況一覧表を作成し、決算の際に会計が作成する年度末一覧表の金額と照合している。

⑤ かんがい施設基金や谷山池パイプライン水利施設基金で、合計11億円が外国投信、外国債、仕組み債で運用されていた。

⑥ 投資信託や外国証券を購入するといったことが何でもできるといような権限は、収入役には付与されていない。确实、有利な方法で管理することになっているが、その際には必ず首長と協議すべきという通達が出ていたと認識している。

以下、質疑応答です。

問 財産の管理、処分については町長に権限があ

るが、会計事務や基金の運用に関することなどは会計責任者の権限とされている。しかし、最終的には町長が会計の監督もしなければいけないのでは。

答 基金管理は収入役の独立権限なので、自分が関与するわけにはいかない。基金の管理を含めて収入役の権限となっているので、ご理解いただきたい。

(篠原参考人)

問 町という組織からすると、収入役というのは町長の管理下にあると思うが、その点についてはどうか。

答 収入役は町長部局で、管理下にあると思います。管理下の中で特別に与えられた権限が、基金の管理運用などというふうには認識しています。

(田中参考人)

問 基金台帳は電算化したのか。

答 基金監査用というところで、基金台帳とは別物の運用状況一覧表をワープロで作りました。

(本人)

問 財産管理者(産業課)は、基金について台帳を整理することになっているが、作成していたか。

答 基金台帳の作成、整理はしていません。

(藤井参考人)

問 基金の運用をするときの決裁はどうなっているのか。

答 基金の管理運用は会計が行っています。運用等で移動があった場合は、会計から連絡があり、その時点で産業課で書類を作って決裁をもらいました。

(藤井参考人)

問 土地開発公社の資金調達の際、企画財政課と産業課の協議はなかったのか。

答 かんがい基金を一時借用することになっていましたので、産業課とは連携を取って事務処理をしました。基金の取り崩しについても、十分協議をしました。

(阿部参考人)

問 財産管理者(企画財政課)は、基金の移動を基金台帳で整理することになっているが、作成していたか。

答 詳細な事項が





（倉田参考人）

記された基金台帳は、作成されていませんでした。企画財政課では、予算編成上必要となる基金の積み立て、取り崩しの状況一覧表を作成し、決算監査のときに会計が出す数字と、企画がつかんでいる数字が一致するかどうかでチェックをしていました。（阿部参考人）

問 基金の運用は収入役の専権事項ということについてはどう考えるか。

答 独断で投資信託や外国証券に変えることができるといった権限は、収入役に付与はされていません。確実に有利な方法で管理をすること、また大きな額については、必ず首長と協議をすべきという通達等もございま

5 人事管理

元職員は、長期間収入役に配置され、今年4月異動したとき、横領事件が発覚しました。もっと早く人事異動が行われていれば、横領額もそれほど多額にはならなかったはずですが。委員会では人事異動、人事管理について調査をしました。そ

の中で判明した事項です。

① 助役が1人で人事異動をすることはなく、一般職員は総務課長と打ち合わせをし、課長職については町長の意見等を聞きながら案を練っていた。

② 町長が人事の協議に入るのは課長級で、一般職員は助役と総務課長が協議して行っていた。定期的な異動も必要だが、職員自らの倫理観を強く求めていくことが必要という認識であった。

③ 収入役には人事権はないので、与えられた人事に対し、指揮監督を行っていた、という認識であった。

以下、質疑応答です。

問 元職員は、13年間同じ場所に勤務していた。

異動させようと考えなかったのか。

答 人事異動は助役と総務課長、町長と打ち合わせをし、案を練っていました。収入役には特別な人事権があり、異動については意見を聞かなければいけないということもあります。（田中参考人）

問 町長が人事の協議に入るのは管理職の場合で、一般職員については助役、総務課長が協議してやってきました。定期的な異動も必要ですが、職員自らの倫理観を強く求めることが必要だと思いませんか。（篠原参考人）

問 前町長は、収入役室の人事については収入役が持っているといっていたがどう思うか。

答 収入役に人事権はなく町長にあるので、与えられた人事に対する指揮監督をしていたというこ

とです。（倉田参考人）

6 監査

町の会計（一般会計、特別会計、企業会計）は、

毎年監査委員による監査を受けます。それにもかかわらず、横領が見抜けなかったのは、監査の方法等に問題があったのではないかと考え、委員会で調査を行いました。その中で判明した事項です。

① 基金台帳は、監査に出していないかった。

② 監査は出納員が受けるので、元職員が係員のときは、補助として付いていた。出納員になってからは、1人で受けていた。

③ 古野前代表監査委員は事務員出身なので、議会選出の監査委員と自分が同じように監査

しているとは考えていなかった。

④ 基金の監査は、基金受払票の残高を確認する程度だった。

⑤ 向田元収入役が作成した基金台帳は見えていなかった。

⑥ 残高と受払いがきちんとつながっていれば、問題はないと考えていた。

⑦ 預金証書をファイルから取り出して確認はしていなかった。

⑧ 預金証書がどの基金のものか、つけあせての確認はしていなかった。

以下、質疑応答です。

問 基金監査のとき、基金台帳を出したのか。

答 監査のとき基金台帳を出したことはありません。（田中参考人）

問 監査を受けるとき、何人で受けていたのか。

答 監査は私が1人で受けていました。(本人)

問 監査委員は2人いるが、同じような知識を持って監査していると思っていたか。

答 私は事務員出身で経理の仕事をしていました。もう1人は議会選出の方で、私と同じように見ているとは考えていませんでした。(古野(清)参考人)

問 基金について、どのような監査をしていたのか。

答 基金受払票が月々出ていましたし、繰り越し受払い残とかが項目別に出ていました。その残高を確認する程度です。(古野(清)参考人)

問 向田元収入役が作っていた基金台帳を見たことがあるか。

答 見たことはありません。(古野(清)参考人)

問 定期証書などを手にとつて見たことはなかったのか。

答 クリアファイルの中に入れていましたので、出して見たということはありません。(古野(清)参考人)

問 証書がどの基金のものか、つけあわせや確認はしなかったのか。

答 その点のチェックはしていませんでした。(古野(清)参考人)

7 告訴や被害届の提出

告訴や被害届の提出については、第2回委員会と第6回委員会において副町長に尋ねました。その回答は次の通りでした。

○(第2回…6月26日)

5月28日に元職員の自前に副町長が同行した際、口頭で被害を届けるとともに告訴の意志も伝えていますが、書面によるものはまだしていません。横領した事実関係を調査中なので近期中に弁護士に依頼し、提出することになっている。

○(第6回…7月31日)

元職員が直接現金を手にしたという最終的な証拠となるものがない。推測するものではない。推測するものではない。現実調査を続けている。

きていないのは、次の原因のためということでした。

- ① 本人の供述に一部あいまいな部分がある。
- ② 横領の期間が長期にわたり、不明確な点が多い。
- ③ 歳計外現金事務を元職員1人に任せていたため、他の職員がお金の流れを説明できない。
- ④ 関係帳簿や伝票等の管理が甘く、元職員が証拠となる帳票等の書類を破棄している。

「今後の見通しはどうかのか。」との質問には、次のような回答でした。

- ① 口頭では被害は届けられているが、刑事事件の場合



合は十分証拠を揃えた調査が必要なため、時間がかかっている。

② 現在の調査は、本人の供述から作っているものなので、その証拠を揃えるのに行き詰っている。目処はたっていない。

以上が、「公金横領に関する調査特別委員会中間報告書」の概要です。

公金横領調査特別委員会(百条委員会)

開催のお知らせ

10月1日(水) 第10回百条委員会を開催、副町長、元議会選出監査委員、現監査委員を参考人として招致し、町調査委員会の進捗状況や監査としての意識、監査方法などを尋ねました。

第11回百条委員会は10月20日(月)午後1時から

議会議事堂

で開催します。

委員会を傍聴される方は、開催当日、議会事務局で傍聴の手続きが必要です。

不明な点は、議会事務局にお尋ねください。

お問い合わせは

兼手町議会事務局

42-2111
(内線 331)

《 会議の開催状況 》

会 議 名	日 程	協 議 内 容	傍 聴 者 数
第1回百条委員会 (6月定例議会)	6月17日(火)	議案第69号「公金横領に関する調査について」を全員一致で可決、特別委員会を設置 第1回百条委員会を開催、正副委員長の選出や委員会の方針、進め方などを決定	4
第2回百条委員会	6月26日(木)	参考人聴取 公金横領調査特別委員会の経過及び進捗状況について (参考人 古野副町長)	26
第3回百条委員会	7月 7日(月)	参考人聴取 公金管理及び公金管理に関する監査について (参考人 田中元収入役、篠原前町長、古野前代表監査委員)	38
第4回百条委員会	7月14日(月)	証人尋問 公金横領について(証人 梶原元会計収納対策課職員)	41
第5回百条委員会	7月22日(火)	参考人聴取 公金管理について(参考人 倉田元収入役、諸富前会計収納対策課長)	18
第6回百条委員会	7月31日(木)	参考人聴取 公金管理及び公金横領調査特別委員会の進捗状況について (参考人 一ノ瀬会計収納対策課班長、朝原、西野元出納員、古野副町長)	14
第7回百条委員会	8月11日(月)	参考人聴取 基金管理及び公金横領調査特別委員会について (参考人 藤井前産業課長、阿部企画財政課長)	11
第8回百条委員会	8月26日(火)	証人尋問 公金管理及び公金横領について (証人 田中元収入役、梶原元会計収納対策課職員)	39
第9回百条委員会	9月12日(金)	公金横領に関する調査特別委員会の中間報告及び今後の取り組みについて	2

